

報告第1号

新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事の請負契約の変更
に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、
これを報告する。

令和5年1月6日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事の請負契約の変更について、市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月20日

一関市長 佐藤善仁

- 1 工 事 名 新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事
- 2 工 事 場 所 一関市花泉町涌津字下原地内
- 3 工 事 内 容 電気工事
校舎・屋内運動場等建築工事に伴う附帯電気設備工事 一式
- 4 契約の相手方 一関市赤荻字亀田6番地1
株式会社ユアテック一関営業所
所長 後藤桂司

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	270,380,000 円	274,742,600 円

報告第1号 参考資料No.1

新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事の請負契約の変更の概要

電線ケーブルの敷設経路の見直しにより工事内容を変更したため、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額(税込)	変更理由
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 電線ケーブル (100 mm²) ケーブルラック配線 1,277m ハンドホール 1基 	<ul style="list-style-type: none"> 電線ケーブル (100 mm²) 管内配線 1,455m ハンドホール 8基 	増 4,362,600 円	新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場等建設工事の全体工程の調整に伴い、電線ケーブルの敷設について、建物床下を通す経路を見直し、一部分を建物外周の地中を通す経路としたことから、ケーブルの保護材を追加し、電線ケーブル及びハンドホールの数量を増としたため。

新花泉小学校整備事業全体計画

(千円)

項目	事業内容	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
1 用地取得		1,031		111,684				112,715
不動産鑑定評価・用地調査	評価・用地調査業務一式	1,031		627				1,658
用地費・物件移転補償費	用地・物件移転補償費一式			111,057				111,057
2 測量・設計			7,077	140,861	19,012			166,950
測量調査等	測量・登記業務一式 地質調査業務一式		7,077	9,675	1,769			18,521
工事実施設計				131,186	17,243			148,429
花泉地域統合小学校敷地造成工事	実施設計業務一式			12,385				12,385
花泉地域統合小学校校舎・屋内運動場等建設工事	実施設計業務一式			118,801				118,801
花泉地域統合小学校屋外環境整備工事	実施設計業務一式				12,843			12,843
花泉地域統合小学校プール建設工事	実施設計業務一式				4,400			4,400
3 建設工事					389,623	393,719	2,776,604	3,559,946
敷地造成工事	造成工事一式				388,323			388,323
校舎等建設工事					1,300	393,719	2,776,604	3,171,623
新花泉小学校校舎・屋内運動場等杭基礎工事	杭基礎工事一式					148,134	9,020	157,154
新花泉小学校校舎・屋内運動場等建設工事	校舎、屋内運動場、放課後児童クラブ等一式				1,300	210,020	2,262,397	2,473,717
新花泉小学校プール建設工事	プール(附属棟込)一式						211,387	211,387
新花泉小学校屋外環境整備工事	外構整備一式、グラウンド整備一式					35,565	293,800	329,365
4 工事監理							83,424	83,424
新花泉小学校校舎・屋内運動場等建設工事	工事監理業務一式						80,784	80,784
新花泉小学校プール建設工事	工事監理業務一式						2,640	2,640
計		1,031	7,077	252,545	408,635	393,719	2,860,028	3,923,035

※ 平成29年度から令和3年度までは実績額、令和4年度は予算額である。

報告第2号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年1月6日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 21 日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 53,358円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として 53,358円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和 4 年 8 月 8 日午後 3 時 55 分頃、平泉町平泉字宿地内において、一関西消防署の職員が救急自動車で国道 4 号を走行中、降雨による視界不良のため対向車に気を取られ、運転を誤り、救急自動車の左前輪タイヤが道路左側の縁石に乗り上げた際、救急自動車に同乗していた相手方に腰を打撲するけがを負わせた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 21 日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 49,254円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として 49,254円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 奥州市
個人

4 事故の概要

令和 4 年 8 月 8 日午後 3 時 55 分頃、平泉町平泉字宿地内において、一関西消防署の職員が救急自動車で国道 4 号を走行中、降雨による視界不良のため対向車に気を取られ、運転を誤り、救急自動車の左前輪タイヤが道路左側の縁石に乗り上げた際、救急自動車に同乗していた相手方に頸椎捻挫のけがを負わせた。

5 市の過失割合 100パーセント